

各部課等の長 様

下松市長 國 井 益 雄

令和3年度予算編成に関する基本方針

わが国の経済の先行きは、新型コロナウイルス感染症の影響により依然として厳しい状況にあるものの、月例経済報告では、感染拡大の防止策を講じつつ社会経済活動のレベルを引き上げていく中で、各種政策の効果や海外経済の改善もあり、このところの持ち直しの動きが続くことが期待されておりますが、国内外の感染症の動向や金融資本市場の変動等の影響を注視する必要があるとされております。

国においては、「経済財政運営と改革の基本方針2020～危機の克服、そして新しい未来へ～」において、感染症拡大への対応、経済活動の段階的な引き上げ、防災・減災、国土強靭化、「新たな日常」の実現など、今後の政策対応の方向性に重点が置かれているところであります。

本市においては、歳入面では、市税や地方交付税等の一般財源の伸びは期待できない一方、近年多発する自然災害や新型コロナウイルス感染症拡大など、危機管理への対応や、技術革新による社会経済環境が大きく変容する等、行政需要は、益々、複雑化、多様化することが予測され、加えて、少子高齢化等の社会問題や、地域創生に向けた取組を適切に進めるためには、行財政基盤の安定と強化が求められることとなります。

本年度は、新たな総合計画の初年度として、最重点政策として掲げた「暮らしの安全・安心対策の充実・強化」、「産官民による魅力あるまちづくりの推進」の2つの柱を具現化するため、「市民力」、「地域力」、「産業力」を結集した官民協働による「オール下松」で政策実現に向けて鋭意取り組んでまいる所存であります。

予算編成にあたっては、将来にわたり持続可能な行財政運営を進めるため、「財政構造の見直し指針」に基づき、収支均衡のとれた歳出・歳入構造改革を進めつつ、各部局内で、優先度や事業の必要性、効果を検証した上で、制度や事業の見直し等による行政コストの低減、新たな財源の確保など、改革意識を持った積極的な取組みを期待しております。

歳入・歳出予算の編成に関する事項

1 当初予算全体の考え方

- ・令和3年度は、「財政構造の見直し指針」の2ページで示しているように、歳出対策（一般財源ベース）として、構造的な歳出対策分1億円、臨時的な歳出対策分1億円の計2億円の削減を行い、財源不足額（財政調整基金の繰入）を約1億9千万円に抑える必要がある。
- ・構造的な歳出対策分については、昨年度の全体の枠配分額が約25億円であったため、一般財源ベースで対前年度予算の概ね4%を削減する必要があるが、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う市税等の減も見込まれることから、各部課等の予算要求においては、可能な限り一般財源ベースで対前年度5%カットで要求すること。
- ・近年の決算の不用額等を分析し、予算削減に努めること。
- ・投資的経費についても、事業費の圧縮を図り、積極的に補助事業、起債事業を活用するように努めること。
- ・各部課等においては、事業の効果や必要性、優先度等を見極め、「選択と集中」の視点で事業を厳選し、必要費用を精査した上で予算要求を行うこと。
- ・コスト意識を念頭に、「最少の経費で最大の効果を挙げる」ことを心掛けること。
- ・令和3年度の予算編成については、機構改革の影響等も考慮し、枠配分区分の見直しを見送ることとする。
- ・予算要求等の提出書類については、別紙「令和3年度当初予算要求書等の提出について」を参照のこと。

2 11月1日に実施される機構改革に伴う予算要求について（9月24日付事務連絡「機構改革の実施に伴う予算対応について」参照）

- ・11月1日に実施される機構改革に伴う予算要求は、総務課から示された機構改革案に基づき、企画財政課が新たに設定する機構改革後の新費目（案）で行うこと。
- ・予算要求書類等（原案）の作成、財務会計システムへの入力については、機構改革前の担当課等が行い、引継ぎを行うこと。
- ・予算要求書類等の提出については、グループごとの締切日までに、新しい担当課等から提出すること。

3 歳入予算

- ・歳入については、新型コロナウイルス感染症対策をはじめ、今後の社会経済動向や制度改正の見通しなどに十分注視し、財源を的確に把握しつつ、適切かつ厳正に収入確保に努めること。
- ・市税については、課税客体の的確な把握に努めるとともに、自立した財政運営の確立と負担の公平性の観点から、収納率向上や滞納額の縮減に努めること。市税以外の未収・滞納金についても同様であること。
- ・地方譲与税、地方交付税、地方消費税交付金等の交付金については、国の地方財政計画及び制度改正等を十分勘案の上、積算すること。
- ・分担金及び負担金、使用料及び手数料については、受益者負担の観点から、適正な負担の確保を図ること。
- ・広告料収入など、新たな収入の確保についても積極的に検討すること。
- ・国・県支出金については、国や県の予算情報の収集に努め、動向についての的確に把握したうえで、適切な対応を図ること。

また、予定された国・県支出金が不交付などの措置がとられた場合は、事業の見直しや廃止を検討すること。

・従来、一般財源で対応していた事務事業についても、活用できる補助制度の有無を十分検討し、国・県の補助制度を有効に活用すること。

・財産については現状を的確に把握し、土地等の未利用財産について貸付や売却処分により、有効活用を図り、収入の確保に努めること。

・市債については、後年度の財政負担を考慮するとともに、適債事業を選択すること。

4 歳出予算

・新型コロナウイルス感染症対策経費（消耗品費等）については、「新型コロナウイルス感染症対策費」でまとめて計上するため、各課の費目とは分けること。ただし、国等の補助制度があるものや政策的な経費については、各課で予算計上すること。（別途通知）

・各部課等において事務事業の必要性を評価した上で、ゼロベースからの積み上げを基本に予算編成を行うこと。

・行財政改革の一環として、行政サービス体制（職員の配置等）の見直しも必至であるため、各部（局）内において、組織の見直しや事務の簡素化について積極的に取り組むこと。

・事業効果の薄れた事務事業は従来の制度や慣行等にとらわれることなく、積極的に廃止を検討すること。

・関係諸団体への補助金・交付金は、事業目的や事業内容の精査、補助金等の必要性や効果の検証を行い、関係団体との協議を行うなど見直しに積極的に取り組むこと

※補助金額を上回って繰越金が発生している団体や繰越額が前年度歳入決算の30%以上の団体については、理由書の添付を求め、一時的に補助金の減額あるいは停止を検討すること。また、団体の自立が図れないか検討すること。

令和2年8月14日付事務連絡「財政構造の見直し指針に基づく奨励的補助金に関する調査について」の結果と合わせて必要性を検討し、予算査定による補助金額の見直しを行うこととする。

・実施計画採択事業であっても、その予算化に際しては、事業の必要性・緊急性など内容を精査した上で要求を行うこと。

・防災対策について、大型化する災害に備えるため、必要な取組みを検討し、要求を行うこと。

・新総合計画、まち・ひと・しごと創生総合戦略をはじめ、各計画との整合を図り、事業の優先度を決定すること。

・各施設の修繕・改修費用等については、計画的に要求すること。

・各種委員への報酬及び報償費の費目の区分については、現在総務課で整理中ではあるが、条例に基づくものであるかどうかを精査し、適正な費目で計上すること。

5 特別会計

・特別会計については、一般会計と同様に歳入においては適正な収入確保に努めるとともに、歳出においても事業見込み等を的確に把握し、計画に基づいた繰出金となるよう見積ること。

・特に、医療・介護等にかかる特別会計については、給付費の適正化に向け、予防的視野に立ち、市民の健康維持増進に努める施策の推進に努めること。

6 出資団体

・市の出資団体については、事業内容、経営状況等多様な視点から検証し、健全な経営が図れるよう適切な指導監督を行うこと。